

国内 PIC 制度による遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方に関する論点について

背景

議定書第 6 条に基づく遺伝資源へのアクセス制度及び議定書第 7 条に基づく遺伝資源に関連する伝統的な知識へのアクセス制度（総称して、以下「国内 PIC 制度」という）の整備は名古屋議定書締結にあたって必須とはされていないが、議定書第 1 条の目的（遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分、生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献）の達成に資するという観点からは、他の締約国の動向も踏まえつつ、我が国における国内 PIC 制度による遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方についても検討しておくことが必要である。

国内 PIC 制度の整備の必要性の有無や仮に整備した場合の利害得失も含め、遺伝資源等への主権的権利の行使のあり方を検討するにあたっては、国内に存在する遺伝資源等の保存と利用に係るこれまでの取組状況を踏まえ、以下に示すような幅広い論点が考えられる。

1. 遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方に関する論点

我が国は、現在、生物多様性条約に基づく遺伝資源等に対する主権的権利の行使としての国内 PIC 制度を有してはいないが、生息域内又は生息域外において様々な方法で遺伝資源の保存と利用を図っている。

国内 PIC 制度については、どのような目的や効果を期待するのかによって様々な様態が考えられ、これまでの遺伝資源の保存と利用に関する取組状況を踏まえた十分な検討が必要である。

(1) 国内 PIC 制度を導入する場合の目的や効果あるいはそれによる影響について

・ 遺伝資源等を自然資本として適切に保存・利用して次世代へ継承

生息域外及び生息域内において、遺伝資源が失われないように適切に保存・利用し、次世代へ継承していくことが必要である。これまで遺伝資源の収集・保存・供給体制の整備や自然環境の保全による遺伝資源の生息域の保全などはそれぞれに取り組みされてきているが、これらに加えて、国内 PIC 制度を新たに導入することの目的と効果は遺伝資源の次世代への継承という点で、どのようなものが、どの程度に考えられるか。

・ 遺伝資源等へのアクセス行為による生物多様性への影響の最小化

自然環境保全地域や自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域等ではこれまでも、土石の採取等の開発行為や野生動植物の捕獲・採取の規制を実施している。これらに加えて国内 PIC 制度を新たに導入することの目的と効果は遺伝資源レベルの生物多様性影響の最小化を図るという点でどのようなものが、どの程度に考えられるか。

・ 利益配分（金銭的及び非金銭的）による生物多様性の保全の推進

議定書第 9 条を踏まえ、利益配分による生物多様性の保全への貢献として、金銭的な利益配分による生物多様性保全に関する事業の推進、非金銭的な利益配分による遺伝資源の利用の際に得られ

た生物多様性情報の取得（生物資源の同定に関する情報の蓄積により国内の遺伝子レベルの生物多様性情報を把握することなど）、それらに伴う生態系サービスの価値の可視化や保全コストの算定、アクセス時に得られた環境異変に関する情報の収集などが考えられるが、実際にどの程度の利益配分を期待できるか。また、金銭的利益配分については、契約主体や契約内容、公的機関の場合は配分の受け入れ方法、既に設定されている権利との調整など様々な論点の整理が必要ではないか。

- ・ 日本国内で取得した遺伝資源等であることの国際的な証明

国内 PIC 制度が導入されれば、日本国内で取得した遺伝資源等を海外で利用する場合に、日本国内で適正に取得されたことを国際的に証明することにより、制度的に保証された遺伝資源等として国の内外での利用が促進され、国内遺伝資源等の探索の推進及び利用の促進につながる事が考えられるが、どの程度の需要が期待されるか。

- ・ 研究開発等への影響

国内 PIC 制度を導入した場合、国内遺伝資源等の探索の推進及び促進をはじめ、国内の遺伝資源に関する調査、研究開発に負担となる可能性が考えられるのではないかと。

（ 2 ） 国内 PIC 制度を導入しない場合の影響

- ・ 国内遺伝資源等へのこれまで通りのアクセスの維持

国内遺伝資源等へアクセス環境を維持し、引き続きスピーディーな国内遺伝資源等の利用を可能とすることにより、国内遺伝資源等の探索の推進及び利用の促進につながるものと考えられるのではないかと。

- ・ その他

将来的に、仮に国内 PIC 制度により遺伝資源等に対する主権的権利を行使する締約国が増え、我が国が国内 PIC 制度を導入しない場合には、何らかの支障が生じるおそれはないかと。

2 . 国内 PIC 制度を導入する場合に検討すべき論点

国内 PIC 制度による遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方を検討する場合には、当該制度の目的や効果を踏まえて、産業や学術研究への影響を考慮した合理的な制度を検討する必要があり、検討事項は多岐に渡ると考えられる。

また、制度の検討に当たって、国内で前例となるような類似のものは、自然公園法に基づく国立公園特別地域制度の採取許可など限られたものしかなく、法制度的な面から多様な論点（国際経済法上の内外無差別原則も含め）につき検討が必要になることが想定される。

（ 1 ） 遺伝資源及びその利用の範囲

- ・ 遺伝資源に関して、土地への定着性（移動する動物や土地に定着する植物・微生物など） 視認性（裸眼で同定可能な動植物や顕微鏡を用いなければ確認できない微生物など） 希少性（普遍的に見られ

る生物や絶滅のおそれのある生物など)、生息環境の脆弱性(高山帯や深海底など)などを踏まえた、適用範囲の考え方

- ・ 商業的又は非商業的な利用の目的に応じた適用の可能性とその考え方

(2) アクセスの対象となる生息環境や保有の形態

- ・ 陸域、海域、深海などの生息環境に応じた適用の考え方
- ・ 生息域内 (in situ) と生息域外・コレクション (ex situ) の遺伝資源等の所在に応じた適用の考え方
- ・ 国公有地と私有地などの土地所有形態に応じた適用の考え方
- ・ 国立公園など保護地域への適用の考え方

(3) 人的範囲 (内外差別)

- ・ 外国人 (企業) にのみ適用、日本人 (企業) 及び外国人 (企業) に等しく適用、日本人 (企業) と外国人 (企業) に応じた適用の考え方
- ・ 貿易に関する国際的な制度との整合や他の締約国制度との調和の考え方

(4) 遺伝資源等に関連する既存の権利制限関係との調和

- ・ 国が遺伝資源への既存の権利制限 (財産権や知的所有権等) に関与する考え方
- ・ 住民の社会及び地域社会の関与の考え方

(5) 利益 (金銭的及び非金銭的) の配分先

- ・ 生物多様性の保全への貢献の考え方
- ・ 契約主体や契約内容 (利益配分の対象種、利益配分を受ける対象者、その配分など) の考え方
- ・ 公的機関の場合は配分の受け入れ方法の考え方
- ・ 既存の権利関係との調整の考え方
- ・ 遺伝資源のアクセス規制との連動

(6) 遺伝資源に関連する伝統的知識の扱い

- ・ 遺伝資源に関連する伝統的知識及びその利用の捉え方
- ・ 上記を踏まえた適用の可能性とその考え方

(7) 実施の体制

- ・ 国の役割と地方の役割の考え方
- ・ 立法措置と行政措置の可能性とその適用の考え方